

公告第 1008 号

公 告

健康保険法第37条の規定による被保険者の標準報酬を同法第47条の規定により次の通り定めたので公告する。

1. 標準報酬

当組合の令和2年9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額387,149円を基礎とした標準報酬

月額 380,000円

日額 12,670円

2. 適用年月日

令和3年4月1日

令和2年10月15日

大日本印刷健康保険組合
理事長 宮 健 司



公告第 1009 号

公 告

当組合同規約の一部を変更したので公告する。

株式会社 ジュンク堂書店旭川の編入

令和 3 年 4 月 12 日

大日本印刷健康保険組合
理事長



公告第 1010 号

公 告

令和 3 年 7 月 26 日に開催した第 214 回組合会において下記事項について認定を受けたので公告する。

1. 令和 2 年度事業報告書
2. 令和 3 年 3 月 3 1 日現在における財産目録

令和 3 年 7 月 2 7 日

大日本印刷健康保険組合
理 事 長 宮 健 司

